

# 令和4年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

## 1 条例及び単行議案関係

第48号議案	瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人材育成係
1 条例改正の理由	人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則の内容を考慮し、育児休業の取得要件を緩和する等に当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 育児休業の取得回数制限の緩和 再度の育児休業取得制限に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除し、及び任期を定めて採用した職員について、任期の更新等があった場合について規定する。</p> <p>イ 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和 非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合において、任期満了後その任期が更新されることが明らかでない場合等の要件を「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」とする。</p> <p>ウ 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得及び特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。</p> <p>(2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和4年10月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）</p> <p>(2) 人事院規則19-0（職員の育児休業等）</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	育児休業の取得回数制限の緩和、取得の柔軟化等の措置をすることにより、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることができる。

第49号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について																																										
担当課・係名	市民課 市民係																																										
1 条例改正の理由	市庁舎において多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を開始する等に当たり、条例中所要の事項を改正する必要があるため。																																										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 市庁舎において、個人番号カード（マイナンバーカード）を使用し、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにすることに伴い、規定を改める。</p> <p>イ 自動交付機について、現在設置しておらず、今後も設置の予定がないことから、自動交付機に関する規定を削る。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>																																										
3 条例改正に係る根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条																																										
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>個人番号カード（マイナンバーカード）の交付率の増加に伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から各種証明書の交付を受ける件数が増加している。</p> <p>市庁舎に多機能端末機を設置し、活用されることにより、多機能端末機から各種証明書の交付を受けることの利便性について周知を図る。</p> <p>また、多言語表示機能（日本語ほか5か国語）があるため、外国人来庁者に対する利便性の向上も図ることができる。</p> <p>※個人番号カード交付率推移（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3.4</th> <th>R3.7</th> <th>R4.4</th> <th>R4.7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>26.9</td> <td>32.4</td> <td>42.0</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>28.3</td> <td>34.2</td> <td>43.3</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※多機能端末機による証明書交付数推移（単位：枚）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑登録証明書</td> <td>660</td> <td>819</td> <td>909</td> <td>1,638</td> <td>3,245</td> </tr> <tr> <td>住民票の写し（参考）</td> <td>593</td> <td>778</td> <td>1,036</td> <td>2,012</td> <td>4,061</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,253</td> <td>1,597</td> <td>1,945</td> <td>3,650</td> <td>7,306</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：戸籍証明書、戸籍附票の写し及び所得課税証明書については、令和3年度から開始のため比較表に記載せず。</p>					R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	瀬戸市	26.9	32.4	42.0	44.1	全 国	28.3	34.2	43.3	45.3		H29	H30	R1	R2	R3	印鑑登録証明書	660	819	909	1,638	3,245	住民票の写し（参考）	593	778	1,036	2,012	4,061	合 計	1,253	1,597	1,945	3,650	7,306
	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7																																							
瀬戸市	26.9	32.4	42.0	44.1																																							
全 国	28.3	34.2	43.3	45.3																																							
	H29	H30	R1	R2	R3																																						
印鑑登録証明書	660	819	909	1,638	3,245																																						
住民票の写し（参考）	593	778	1,036	2,012	4,061																																						
合 計	1,253	1,597	1,945	3,650	7,306																																						

第50号議案	瀬戸市消防団条例の一部改正について												
担当課・係名	総務課 庶務係												
1	<p>条例改正の理由</p> <p>消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁長官通知）の内容を考慮し、消防団員の費用弁償の一部を報酬に改め、及びその額を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正する必要があるため。</p>												
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>次のとおり出動報酬（改正前は、費用弁償として支給）を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> <tr> <th>出動報酬の額</th> <th>費用弁償の額 （1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水火災その他の災害の現場に出動した場合</td> <td>円 4時間までごとに 4,000</td> <td>円 2,700</td> </tr> <tr> <td>警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合</td> <td>1回につき 2,500</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和4年10月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>		区分	新	旧	出動報酬の額	費用弁償の額 （1回につき）	水火災その他の災害の現場に出動した場合	円 4時間までごとに 4,000	円 2,700	警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1回につき 2,500	1,800
区分	新	旧											
	出動報酬の額	費用弁償の額 （1回につき）											
水火災その他の災害の現場に出動した場合	円 4時間までごとに 4,000	円 2,700											
警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1回につき 2,500	1,800											
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2</p>												
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>消防団は、団員数が減少する一方で、活動内容が複雑多様化しており、団員一人ひとりの負担が重くなっている現状がある。</p> <p>団員の減少に歯止めをかけるため、国において処遇の在り方等について検討が進められ、団員本人の士気向上及び家族等の理解を得るために、地域の実情に合わせ、国が策定した報酬等の基準を踏まえた処遇をするべきであるとされた。</p> <p>以上のことを踏まえ、団員が出動した場合、当該出動に対し報酬を支給することとし、報酬の額は勤務量に応じ一定の額とする。</p> <p>※ 国の報酬等の基準（出動報酬の額についてのみ抜粋）</p> <p>出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の様態（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。</p>												

第51号議案	瀬戸市子どもの権利条例の制定について
担当課・係名	こども未来課 こども未来係
<p>1 条例制定の理由</p> <p>子どもの最善の利益の実現を基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、「子どもにやさしいまち」の実現のため、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定める必要があるため。</p>	
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>次に掲げる事項を定める。</p> <p>ア 守られるべき子どもの権利</p> <p>(ア) 安全に安心して生きる権利</p> <p>(イ) 自分らしく生きる権利</p> <p>(ウ) 主体的に参加する権利</p> <p>(エ) のびのびと豊かに育つ権利</p> <p>イ 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務</p> <p>市、保護者及び学校等関係者の責務並びに地域住民等の役割を定める。</p> <p>ウ 子どもの権利を保障する支援</p> <p>(ア) 市は、子どもに関する施策の推進、子どもの権利の周知及び学びの支援並びに子ども・若者会議の設置を行うものとする。</p> <p>(イ) 市及び学校等関係者は、虐待等の早期発見、虐待等を受けた子どもに対する支援及び虐待等の防止に取り組むものとする。</p> <p>(ウ) その他市及び学校等関係者は、子どもの育ちの支援及び子育て家庭への支援を行うものとする。</p> <p>エ 子どもの権利侵害からの救済及び回復</p> <p>(ア) 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利擁護委員を設置する。</p> <p>(イ) 市及び学校等関係者は子どもの権利擁護委員の職務に協力し、並びに保護者及び地域住民等は子どもの権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとする。</p>	

(2) 施行期日等

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和4年10月1日とする。

3 条例制定に係る根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

4 条例制定に伴う影響、効果等

子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境（子どもにやさしいまち）が整備される。

第 5 2 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について						
担当課・係名	都市計画課 建築指導係						
1	<p>条例改正の理由</p> <p>建築基準法の一部改正、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正する必要があるため。</p>						
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 建築基準法の一部改正に伴うもの</p> <p>条例中引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="379 741 1391 913"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 8 5 条第 6 項</td> <td>第 8 5 条第 5 項</td> </tr> <tr> <td>第 8 7 条の 3 第 6 項</td> <td>第 8 7 条の 3 第 5 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度（※）の創設に伴い、新たに当該認定事務について徴収する手数料の額を定める。</p> <p>※ 住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて、当該住宅の所有者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合に、長期優良住宅維持保全計画を作成して認定を申請することができる制度</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日及び令和 4 年 1 0 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	改正後	改正前	第 8 5 条第 6 項	第 8 5 条第 5 項	第 8 7 条の 3 第 6 項	第 8 7 条の 3 第 5 項
改正後	改正前						
第 8 5 条第 6 項	第 8 5 条第 5 項						
第 8 7 条の 3 第 6 項	第 8 7 条の 3 第 5 項						
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）</p>						
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>長期優良住宅の認定項目が増えることにより、住宅の質の向上及び既存住宅を安心して購入できる環境の整備が促進され、住宅取得に係る負担の軽減及び地球環境への負荷の低減に繋がる。</p>						

第53号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の6路線を認定するもの</p> <p>(1) 小空7号線</p> <p>(2) 小空8号線</p> <p>(3) みずの坂15号線</p> <p>(4) みずの坂16号線</p> <p>(5) 坂上13号線</p> <p>(6) 坂上14号線</p>	

## 2 予算関係

第54号議案 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第6号）

第55号議案 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第7号）

第56号議案 令和4年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 3 決算認定関係

認定第1号 令和3年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第7号 令和3年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

#### 4 人事関係

同意第2号 瀬戸市教育長の任命について（教育部教育政策課）  
瀬戸市教育長の任期満了（令和4年9月30日）に伴うもの

同意第3号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）  
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和4年9月30日）に伴うもの

同意第4号 瀬戸市公平委員会委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市公平委員会委員の任期満了（令和4年12月14日）に伴うもの

同意第5号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和4年9月30日）に伴うもの

同意第6号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和4年12月20日）に伴うもの

同意第7号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和4年12月20日）に伴うもの

同意第8号 瀬戸市監査委員の選任について（行政委員会事務局）  
瀬戸市監査委員の任期満了（令和4年9月30日）に伴うもの



## 5 報告関係

### 報告第10号 令和3年度瀬戸市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するもの

### 報告第11号 令和3年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

### 報告第12号 令和3年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するもの

### 報告第13号 令和3年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するもの

### 報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和4年 6月16日	令和4年5月17日窯元町地内において、クリーンセンターのごみ収集車が停車中に後退したことにより、相手方コンクリート塀に接触し、当該コンクリート塀が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方コンクリート塀を修理する。（修理費：金97,900円）
2	令和4年 7月7日	令和4年3月11日東郷町地内において、観光課の軽貨物自動車由市道を走行中、相手方軽乗用自動車と接触し、当該軽貨物自動車が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金219,555円を支払う。
3	令和4年 7月11日	令和4年5月24日水野中学校敷地内において、用務員が草刈り作業中、校門付近に設置された電話ボックスに小石が当たり、当該電話ボックスが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金44,191円を支払う。
4	令和4年 7月11日	令和4年5月25日陶原小学校敷地内において、用務員が草刈り作業中、相手方軽乗用自動車のフロントガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金114,906円を支払う。

## 報告第15号 放棄した債権の報告について

瀬戸市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの

- (1) 放棄をした債権の名称  
水道料金及び手数料
- (2) 放棄をした債権の件数及び金額  
件数 459件 金額 1,564,790円
- (3) 債権を放棄した日  
令和4年3月31日

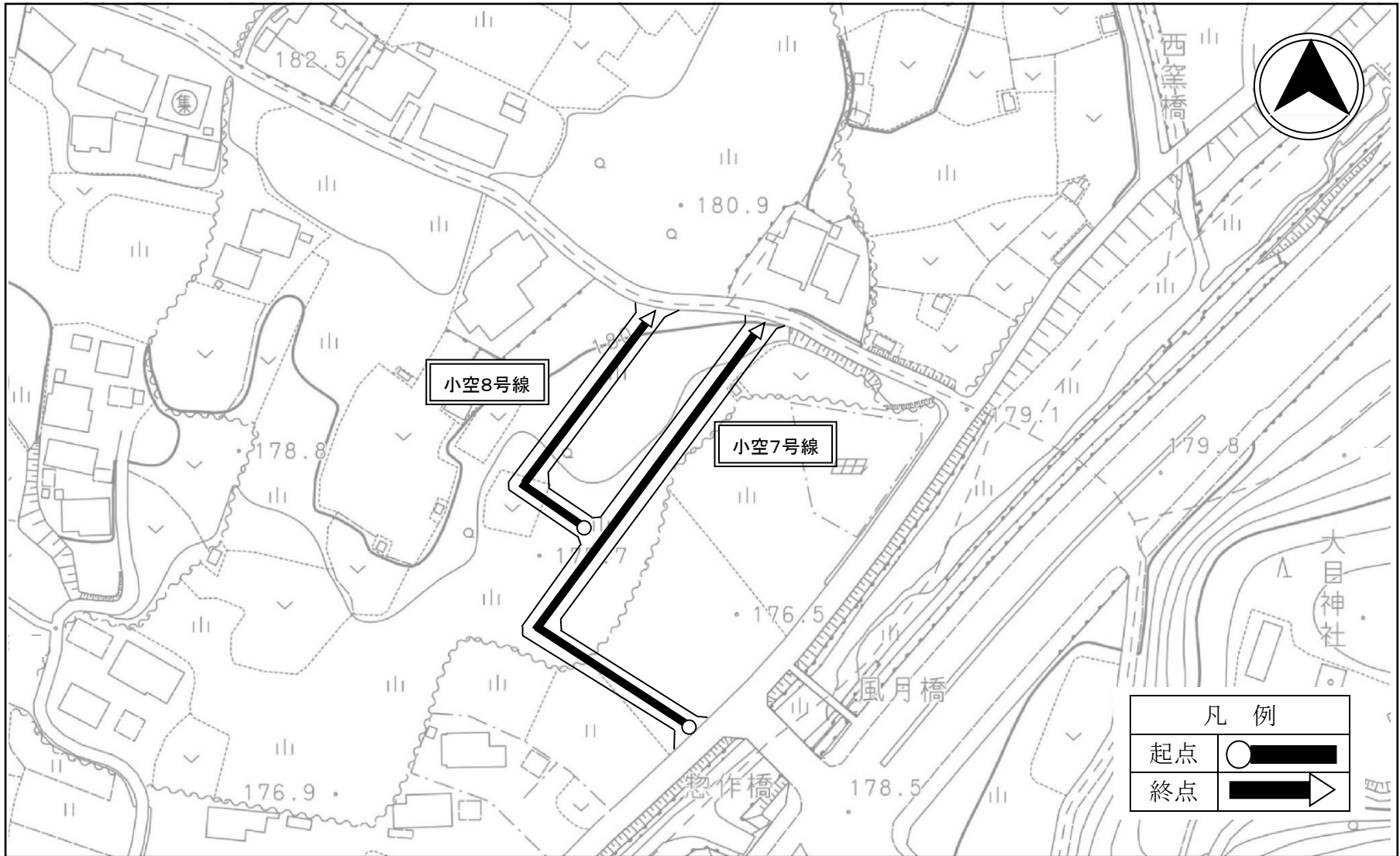
## 6 提出関係

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和3年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和3年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和3年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和3年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

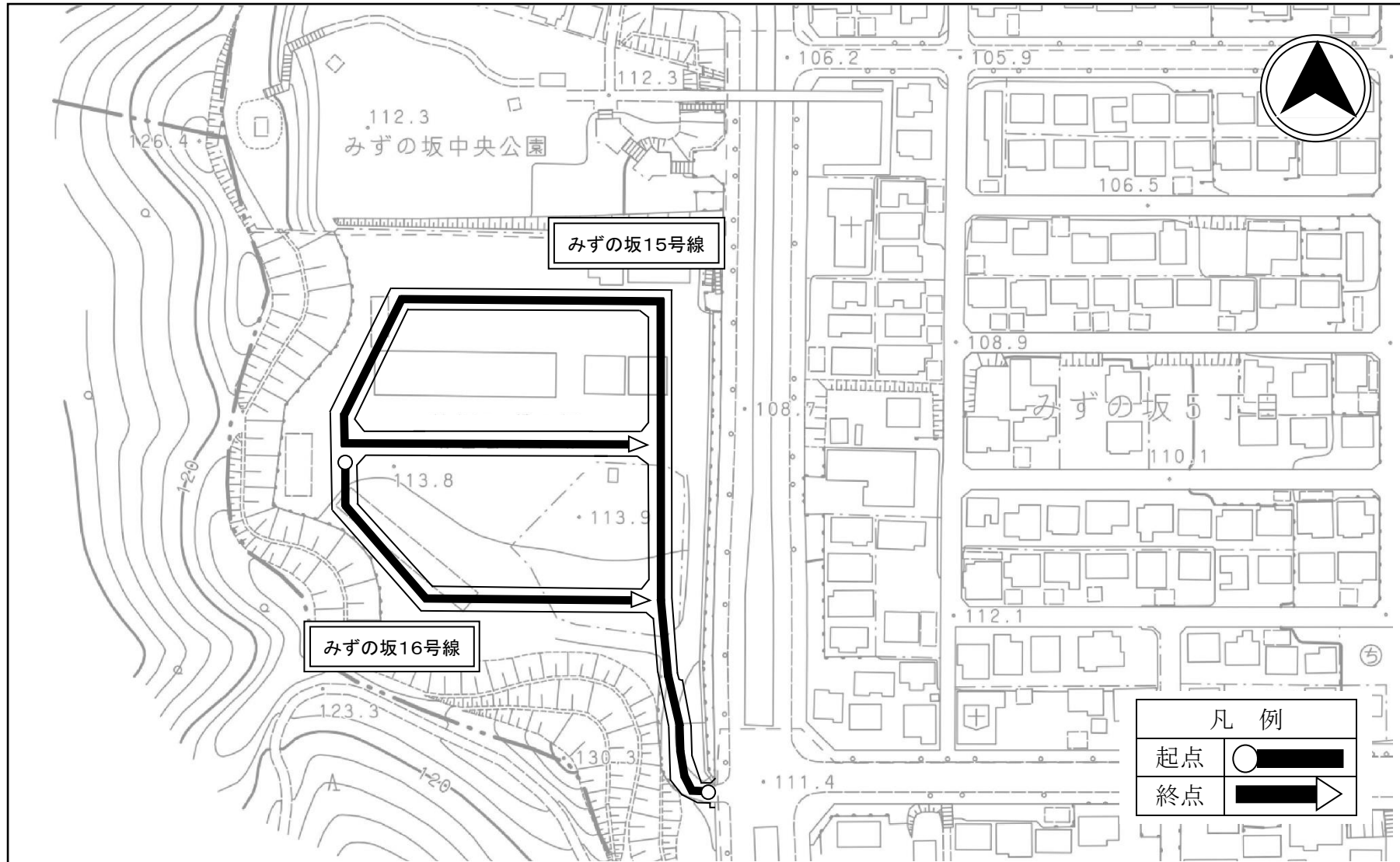
認定路線図

参考資料第53号議案



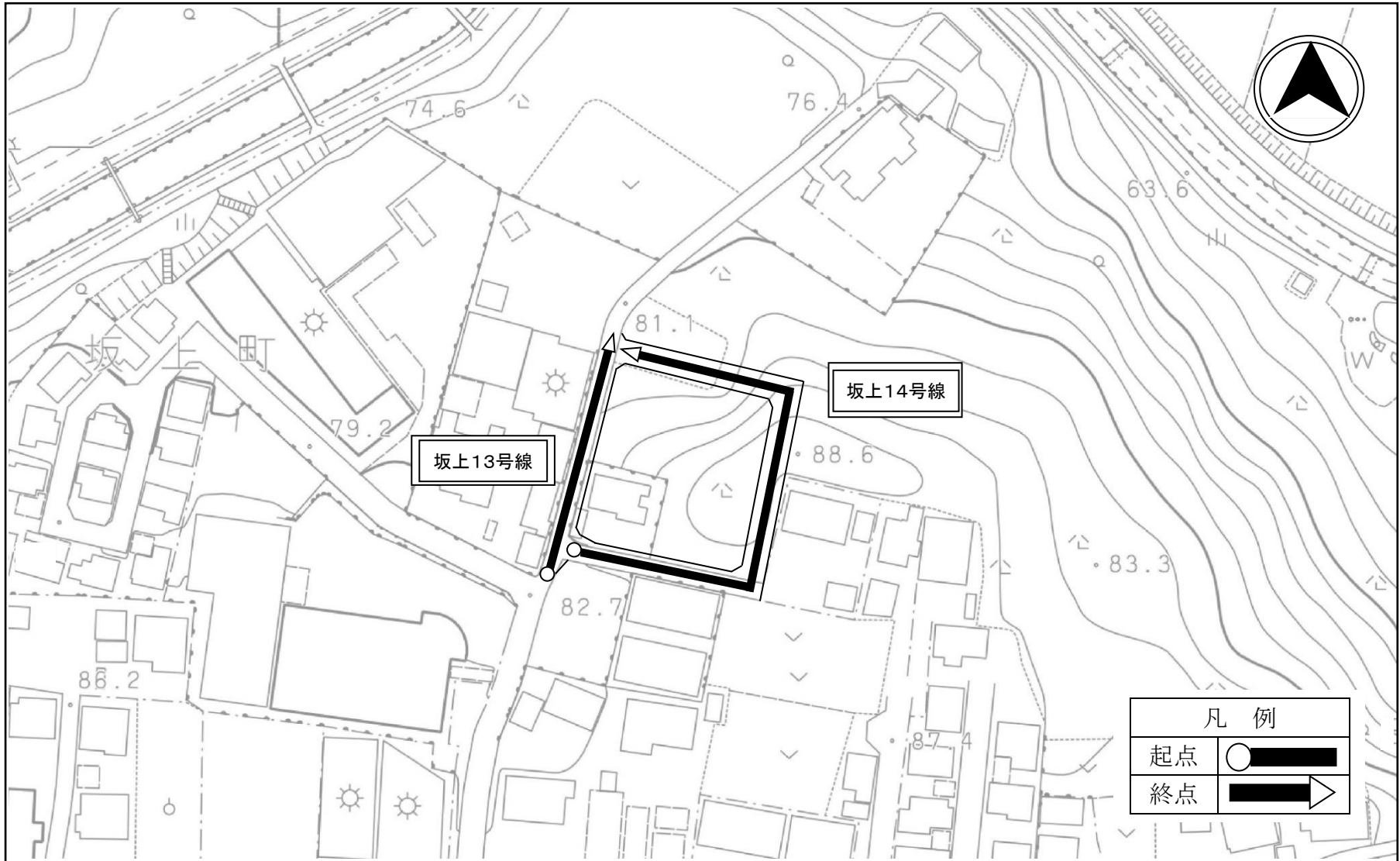
認定路線図

参考資料第53号議案



認定路線図

参考資料第53号議案



令和4年度 9月補正予算(案)概要

第1 第54号議案【令和4年度一般会計補正予算(第6号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 6月補正(追加)まで B	9月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	40,160,000	1,755,588	4,346				① 4,346	41,919,934	102.1%
特 別 会 計	25,121,000							25,121,000	103.1%
企 業 会 計	8,572,178	4,660						8,576,838	109.5%
水道事業	4,416,253	3,000						4,419,253	122.6%
下水道事業	4,155,925	1,660						4,157,585	98.3%
合 計	73,853,178	1,760,248	4,346	0	0	0	4,346	75,617,772	103.2%

①「一般財源」の説明  
・繰入金 4,346

2 一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
衛 生 費	緊急生活支援	4,346				4,346	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅療養者が増加し買物代行等の需要が高まることが想定されるため、市民が安心して療養できるよう、緊急生活支援事業に係る委託料を増額するもの。

第2 第55号・第56号議案【令和4年度一般会計補正予算(第7号)及び令和4年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 6月補正(追加)まで B	9月補正 (初日) C	9月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	40,160,000	1,755,588	4,346	429,338	28,811		① 20,934 ② 379,593	42,349,272	103.2%	
特 別 会 計	25,121,000			68,912				68,912	25,189,912	103.4%
介護保険事業	10,805,000			68,912				68,912	10,873,912	104.2%
企 業 会 計	8,572,178	4,660						8,576,838	109.5%	
水道事業	4,416,253	3,000						4,419,253	122.6%	
下水道事業	4,155,925	1,660						4,157,585	98.3%	
合 計	73,853,178	1,760,248	4,346	498,250	28,811	0	20,934	448,505	76,116,022	103.9%

①「その他」の説明 ②「一般財源」の説明  
・繰入金 20,934 ・繰入金 64,728  
・繰越金 314,865

2 一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
商 工 費	地域産業振興	4,250				4,250	新型コロナウイルス感染症の影響下にある事業者を支援するため、瀬戸市地域産業振興会議へ負担金を支出し、事業者が新商品を開発する際の費用の助成、セミナーの開催、相談窓口の拡充等を行うもの。

イ 生活支援

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	地域型保育事業所運営費等補助金	318	212			106	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策として、県支出金を受け、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、事業者へ補助金を交付するもの。
	民間保育所運営費補助金	6,180	4,120			2,060	
	保育所管理運営	5,538				5,538	
	公立保育所運営	828				828	
	のぞみ学園管理運営	118				118	

ウ 感染防止

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	地域交流センター管理運営	2,070				2,070	地域交流センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンライン会議やリモート講座を行うことができるWi-Fi環境を整備するもの。また、情報漏洩を防止するため、セキュリティ機能の強化を行うもの。
衛 生 費	予防接種	27,164				27,164	インフルエンザの発症や重症化を予防することで、新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑制し、市民の健康の維持・増進と医療機関への負担軽減を図るため、妊婦、生後6か月から中学校3年生までの子ども及び基礎疾患のある方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するもの。
教 育 費	小学校施設整備	12,600				12,600	小中学校及び特別支援学校における新型コロナウイルス感染症防止対策のため、換気の実施及びマスクを着用したまま活動ができるよう、コミュニティスクールで使用する協働室に空調設備を設置するもの。
	中学校施設整備	400				400	
	特別支援学校施設管理	200				200	
	体育施設整備	12,051			11,025	1,026	
	野外活動センター施設管理	4,343			3,975	368	

(2) その他の主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	シャトルバス運行実証実験	11,500				11,500	ジブリパークの開園に合わせ、最適な移動方法を検討するため、市内とパークを結ぶシャトルバスを実験的に運行し、利用状況を調査するために必要な費用等を計上するもの。
	庁舎施設管理	3,366				3,366	環境負荷の少ない電気自動車の利用促進及び市庁舎の利便性向上のため、駐車場に市民及び公用車用の充電スタンドを設置するもの。
	一般管理(戸籍情報システム改修)	23,508	23,508				令和5年度から業務開始予定の戸籍事務内連携に対応するため、国庫補助金を受け、戸籍情報システムの改修を行うもの。
民 生 費	子育て総合支援センター運営	434			434		子どもの権利について広く周知するため、「子どもの今・未来応援基金」から繰入れ、啓発に使用するためのパンフレットの作成を行うもの。
	子ども・若者総合支援金	1,000			1,000		虐待や経済的な問題等により困難を抱える子ども・若者の支援のため、「子どもの今・未来応援基金」から繰入れ、子ども・若者総合支援金として補助金を交付するもの。
商 工 費	企業団地環境整備	23,626				23,626	穴田企業団地下水処理施設の廃止に伴い、企業団地住宅が戸別浄化槽に切り替える際に必要な費用等の一部を、穴田企業団地協議会へ負担金として支出するもの。
	道の駅管理運営	9,402			3,000	6,402	環境への配慮及び道の駅の瀬戸しなのの利便性向上のため、施設内照明のLED化、電気自動車用充電スタンドの設置、食堂のイス・テーブル等一式の更新を行うもの。
土 木 費	陣屋川線整備	57,300				57,300	陣屋線の一部供用開始に伴い、交通量の増加が見込まれる陣屋川線の整備を行うため、測量・設計委託費や事業用地取得費・工事費等の費用を計上するもの。
	交通安全施設等設置	9,500			1,500	8,000	市民の安全確保及び交通における利便性向上のため、交通安全施設の整備を行うほか、ふるさと納税を原資とした「ふるさと応援基金」から繰入れし、通学路の整備を行うもの。
消 防 費	消防団装備管理	4,325	729			3,596	消防団員の処遇改善を図るため、報酬の増額に必要な費用を計上するもの。また、地域防災力の要となる消防団への加入を促進するため、県支出金を受け、消防団キャラクターを活用した電車広告等の広報展開を行うために必要な費用を計上するもの。
教 育 費	キャリアスクールプロジェクト推進	70	70				愛知県教育委員会からの委託を受け、水野小学校においてキャリア教育の視点を取り入れた体験学習に取り組むもの。
	一般管理(ジブリパーク関連)	25,557				25,557	ジブリパークの開園に合わせ、ジブリ作品への関心を高めるため、学校図書室にジブリコーナーを新設するほか、パークを校外学習先として積極的に活用するため、入場料等の費用を計上するもの。
	特別支援学校施設管理 (デジタル田園都市国家構想推進交付金)	8,000				8,000	特別支援教育における児童・生徒の学習環境向上のため、学級間での交流や大学有識者とWeb巡回相談を行うための大型提示装置を購入するもの。
	野外活動センター施設管理	6,859				6,859	野外活動センターの利用環境の向上のため、老朽化したアスレチック設備を更新するもの。

(3) 繰越明許費

戸籍情報システム改修事業、資源リサイクルセンター管理運営事業、校外学習事業

(4) 債務負担行為の追加

ごみ処理基本計画策定業務委託

3 特別会計

(1) 介護保険事業特別会計

令和3年度の国庫支出金等の精算による、返還金の補正を行うもの。

令和3年度 会計別決算状況

(単位：円)

会計名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越すべき 財源	実質収支額	
一般会計		49,014,988,176	46,118,632,161	2,896,356,015	606,072,882	2,290,283,133	
特別 会計	国民健康保険 事業特別会計	11,826,089,949	11,122,823,921	703,266,028	0	703,266,028	
	春雨墓苑事業 特別会計	30,235,383	30,235,383	0	0	0	
	介護保険事業 特別会計	10,617,709,325	10,445,500,445	172,208,880	0	172,208,880	
	後期高齢者医療 特別会計	2,116,264,097	2,105,736,647	10,527,450	0	10,527,450	
企業 会計	水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,860,695,164	2,418,856,399	—	—	—
		資本的収入 及び支出	155,912,900	843,804,402	—	—	—
	下水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,590,412,588	2,564,699,308	—	—	—
		資本的収入 及び支出	927,224,713	1,381,090,747	—	—	—



## 行政委員会委員名簿

令和4年5月10日現在

## 教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

## 公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

## 固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

## 監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
朝井 賢次	R4. 5. 10	R4. 5. 10	R5. 4. 30

## 行政委員会委員名簿

令和4年5月10日現在

## 選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

## 人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

## 副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

## 教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

## 行政委員会委員名簿

令和4年5月10日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
※ 令和3年11月22日から1名欠員			

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和3年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	12.10%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	17.10%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.9%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	—	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和3年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		

令和3年度瀬戸市一般会計予算継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10 教育費	2 小学校費	長根小学校校舎 大規模改造事業	2	418,000,000	85,561,000	206,300,000	112,000,000	14,139,000	253,120,951	46,523,000	140,800,000	60,000,000	5,797,951	164,879,049	39,038,000	65,500,000	52,000,000	8,341,049
			3	0					107,213,749	32,299,000	64,500,000	9,000,000	1,414,749	▲107,213,749	▲32,299,000	▲64,500,000	▲9,000,000	▲1,414,749
			計	418,000,000	85,561,000	206,300,000	112,000,000	14,139,000	360,334,700	78,822,000	205,300,000	69,000,000	7,212,700	57,665,300	6,739,000	1,000,000	43,000,000	6,926,300
	3 中学校費	幡山中学校校舎 大規模改造事業	2	428,000,000	122,996,000	235,300,000	62,000,000	7,704,000	169,015,215	46,468,000	116,900,000	5,000,000	647,215	258,984,785	76,528,000	118,400,000	57,000,000	7,056,785
			3	0					233,827,885	63,353,000	78,900,000	82,000,000	9,574,885	▲233,827,885	▲63,353,000	▲78,900,000	▲82,000,000	▲9,574,885
			計	428,000,000	122,996,000	235,300,000	62,000,000	7,704,000	402,843,100	109,821,000	195,800,000	87,000,000	10,222,100	25,156,900	13,175,000	39,500,000	▲25,000,000	▲2,518,100

令和3年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳
					負担金		負担金		負担金
1	1	上陣屋配水場移転事業		円	円	円	円	円	円
			令和2	66,000,000	66,000,000	14,285,700	14,285,700	51,714,300	51,714,300
			令和3	66,000,000	66,000,000	57,362,800	57,362,800	8,637,200	8,637,200
			計	132,000,000	132,000,000	71,648,500	71,648,500	60,351,500	60,351,500